

改正

平成25年4月1日告示第107号

平成26年4月1日告示第154号

長浜市障害支援区分判定に係る情報提供に関する取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害支援区分判定に係る情報提供を行うに当たり、個人情報保護を図るため必要な事項を定めるものとする。

(提供対象記録)

**第2条** この要綱により提供することができる情報は、法に基づく障害福祉サービスの利用者（以下「対象者」という。）に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 概況調査票
- (2) 認定調査票
- (3) 医師意見書

(情報提供対象者)

**第3条** 情報提供を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象者との間で障害福祉サービスの提供に係る契約を締結した事業者
- (2) 対象者との間で障害福祉サービスの提供に係る契約を締結した事業者のサービス利用計画作成担当者

(情報提供の申出)

**第4条** 情報提供を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、障害支援区分判定等に関する記録の開示依頼書（別記様式）に必要な事項を記入して、市長に提出しなければならない。

2 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が前条各号のいずれかに該当する者であることを証する次の書類を提示しなければならない。

- (1) 職員証等事業所に属することを証するもの
- (2) 契約書

(情報提供)

**第5条** 市長は、前条の規定により情報提供の申出を受けたときは、書面により障害支援区分判定等に係る情報提供についてのサービス利用者及び医師意見書を作成した医師の同意等の確認をするものとする。

2 市長は、前項の確認の終了後に、指定場所において閲覧による情報提供を行う。ただし、申出者の申出によりその写しを交付することができる。

3 前項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として1枚につき10円の費用の負担をしなければならない。

(遵守事項)

**第6条** 情報提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供を受けた情報は、サービス利用者の障害福祉サービス利用計画作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) サービス利用者の情報は、サービス利用者の文書による同意を得ることなくサービス利用者以外の者に知らせ若しくは提供し、又はサービス利用者の家族の情報を当該家族の文書による同意を得ることなく当該家族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (3) 提供を受けた情報は、紛失、漏えい、破損等の事故がないように厳重に管理すること。
- (4) サービス利用者との障害福祉サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた情報を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該情報（複写し、又は複製したものを含む。）は責任を持って廃棄すること。
- (5) 本市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

**第7条** 市長は、この要綱に基づき情報提供を受けた申出者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の当該申出者に対する情報提供を拒否できるものとする。

(障害支援区分判定資料開示受付簿等の整理)

**第8条** 市長は、情報提供の申出の都度、関係書類を受付日順に整理し、保管するものとする。この場合において、保管の期間は、5年とする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成18年10月3日から施行する。

**附 則** (平成25年4月1日告示第107号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年4月1日告示第154号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

障害支援区分判定等に関する記録の開示依頼書

年 月 日

長浜市長 あて

下記の対象者の支給決定等に関する記録について開示を依頼します。知り得た情報は、対象者のサービス利用計画作成以外に使用しないこと及び第三者へ提供しないことを誓約します。

依頼者	氏名（閲覧者）	
	事業者・施設名称	
	住所（所在地）	
	電話番号	
受給者	対象者氏名	
	対象児童氏名	
	住所	
開示資料	ア 概況調査票	
	イ 認定調査票	
	ウ 医師意見書	

(注) 依頼者は、次に掲げる書類を提出又は提示してください。

- 1 依頼者が受給者と契約を締結した、又は締結する予定の事業者若しくは施設であることを証明するために必要な書類（契約書又は受給者証等）
- 2 閲覧者が上記事業者又は施設に所属していることを証明するために必要な書類（職員証等）

※ 福祉事務所確認欄（依頼者は記入する必要はありません。）

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 申出書  | <input type="checkbox"/> 契約書  |
| <input type="checkbox"/> 受給者証 | <input type="checkbox"/> 職員証等 |
| <input type="checkbox"/> 判定書  | <input type="checkbox"/> 同意書等 |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ）                             |

処 理 事 項	承認	受付

(裏面)

私は、下記の遵守事項を守り、提供を受けた情報を適正に管理することを誓約します。

**遵守事項**

- 1 提供を受けた情報は、対象者の障害福祉サービス利用計画作成以外の目的に使用しません。
- 2 対象者の情報は、対象者の文書による同意を得ることなく対象者以外の者に知らせ若しくは提供し、又は対象者の家族の情報を当該家族の文書による同意を得ることなく当該家族以外の者に知らせ若しくは提供しません。
- 3 提供を受けた情報を、紛失、漏えい、破損等の事故がないように厳重に管理します。
- 4 対象者との障害福祉サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた情報を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該情報（複写し、又は複製したものを含む。）は責任を持って廃棄します。
- 5 長浜市から提供情報の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、その後の情報提供が受けられなくなることがあります。